

離婚の思想文化史：  
絆をほどいて：  
第十三回

20世紀と大量離婚の勃興  
その3

# 第二次大戦後の離婚率

## ◎ 戦争直後の高離婚率

- 過去の理由の繰り返し
- 置き去り妻
  - ただしナチ離婚法の撤廃によりカトリック圏の離婚率減少

## ◎ 60年代の高離婚率

- 自由主義台頭→反戦、教育制度改革、女性解放
- 「虐待と不和」の拡大解釈に限界
- 無過失離婚の容認



1792年フランス離婚法の理念復活

# 無過失離婚（1）

- ◎ 別居期間を設定
  - ベルギー法10年、イギリス法5年、カナダ法1年
- ◎ 事由決定権が配偶者 ×教会、国家
- ◎ 社会・経済・環境の責任 ×個人責任、道義、道徳
- ◎ 従来 of 離婚事由は徴候
- ◎ 一個人の責任に還元できない



1966年 英国国教会が結婚解消を認める  
69年 離婚法成立

# 無過失離婚（2）

- アメリカ：無過失と過失との合併
- ヨーロッパ：無過失へシフトしていく
  - カトリック圏でも70年代-80年代初頭に広がっていく
    - イタリア 1974年離婚国民投票 無過失離婚可能に
    - スペイン 1981年 過失—無過失離婚が可能
    - アイルランド 1986年離婚国民投票 離婚不可

# 講義内容

- ◎ 1. カトリックとプロテスタント
- ◎ 2. 17世紀イングランドとニューイングランド
- ◎ 3. 世俗化、啓蒙主義、フランス革命
- ◎ 4. 近代初期の社会における正式の離婚と非公式の離婚
- ◎ 5. 結婚挫折の意味とその文脈
- ◎ 6. 19世紀：自由主義とその反動
- ◎ 7. 社会問題としての離婚：1850年-1914年
- ◎ 8. 20世紀と大量離婚の勃興
- ◎ 9. 離婚増加をどう説明するか：1870年代-1990年代